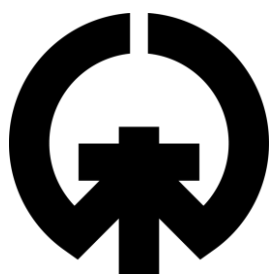


避難行動要支援者避難支援プラン

全 体 計 画



平成22年3月
(令和7年5月改定)

木 更 津 市

目 次

第1章 基本的考え方	3
(避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等)	
第2章 避難行動要支援者の範囲	4
第3章 避難行動要支援者名簿の作成・提供について	5
第4章 個別避難計画の策定と提供について	9
第5章 避難支援体制（市各部局や関係機関の役割分担等）	11
第6章 避難情報等の発令・伝達方法	12
第7章 避難誘導の手段・経路等	13
第8章 要支援者避難訓練の実施	14

第1章 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）

（１）計画の目的

平成25年に災害対策基本法（以下「法」という。）の一部を改正し、市町村に避難行動要支援者名簿の作成などを義務付け、令和3年5月の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化され、実効性のある避難支援を行うように定められた。

このため、木更津市（以下「市」という。）では、災害発生時における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び、県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」を踏まえ、市における要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

（２）計画の位置づけ

この、「木更津市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」（以下「全体計画」という。）は、木更津市地域防災計画を補完するものとして、木更津市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会が作成するものである。

（３）用語の定義

市では、下記のとおり定めるものとする。

用 語	内 容
要配慮者	災害の発生前、災害発生時の避難行動、避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、医療的ケア児者、外国人等、その他の特に配慮を要する者を想定する。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難支援等関係者	自治会、自主防災組織、民生・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防機関、千葉県警察その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

第2章 避難行動要支援者の範囲

全体計画における要支援者の範囲は、次の基準に該当する者とする。なお、施設や病院に入所している者は対象外とする。

(1) 要介護認定者

要介護認定において要介護度3以上の者

(2) 障がい者

ア 身体障がい者

身体障害者障害程度等級表の級別「1級及び2級」のうち、肢体不自由、運動機能障害、呼吸器機能障害、視覚障害、聴覚障害の者

イ 知的障がい者

療育手帳判定基準の障害程度が㊤判定及びA判定の者。

ウ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の障害等級「1級」の者

(3) 指定難病患者

(4) 小児慢性特定疾病患者

(5) 前各号のいずれにも該当しないが、医療的ケアが必要な者

※この場合、医療的ケアとは、「人工呼吸器や酸素吸引装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な状態」を指す。

(6) 前各号に準ずる者で、本人から災害時の避難支援を希望する者のうち市長が必要と認めるもの

第3章 避難行動要支援者名簿の作成・提供について

(1) 避難行動要支援者名簿の作成について

市は、法（第49条の10）に基づき、災害発生時に要支援者に対する避難支援等を的確に行うため、避難行動要支援者名簿を作成する。

災害発生時において要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

また、避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職や医療職のほか、避難支援等関係者と連携を図る。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項について

避難行動要支援者名簿には、法（第49条の10第2項）に基づき、下記を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする事由
- キ 年齢
- ク その他市長が必要と認める事項

(3) 要支援者情報の収集・把握について

市は、要支援者情報の収集のため、法（第49条の10第3項及び第4項）に基づき、住民基本台帳を活用するとともに、次に掲げる通常業務等を通じて要支援者情報の把握に努めるものとする。

- ア 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- イ 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分情報等により把握する。
- ウ 指定難病患者・小児慢性特定疾病患者・医療的ケアが必要な者等の情報に関しては、県及び市における医療費助成の情報等により把握する。

エ その他、必要に応じ、要支援者及び避難支援等関係者等からの情報収集により把握する。

(4) 新規対象者への調査について

市は(3)で得た情報をもとに、避難行動要支援者名簿に係る個人情報の提供の可否について、第4章に規定する「木更津市避難行動要支援者避難支援プラン個別避難計画」(以下「個別避難計画」という。)に関する調査と併せて、定期的又は必要に応じ新規対象者に対し確認するものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、関係部局からの情報や、避難支援等関係者からの情報をもとに、名簿の更新を定期的に行っていくこととする。

(6) 名簿情報の提供

市は、防災担当課と担当課等がそれぞれ把握している要支援者に関する上記の情報について、法(第49条の10第3項及び第4項)に基づき、関係部局での共有に努めるとともに、個人情報の提供に本人の同意を得た場合には、法(第49条の11第2項)に基づき、避難支援等の実施に必要な範囲で、名簿情報を避難支援等関係者に提供するものとする。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、法(第49条の11第3項)に基づき、名簿情報について、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に対して、提供を行うものとする。

また、この名簿については、安否確認を目的とし、市が管理する指定避難所に備え付けるものとする。

(7) 避難行動要支援者名簿の管理

市は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理に努めるものとする。

また、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、下記の方法により、適正な管理に努めるものとする。

ア 提供された名簿情報を、避難支援等関係者以外が閲覧しないようにすること。

イ 正当な理由がなく、当該名簿情報に係る、要支援者等に関して知り得た秘

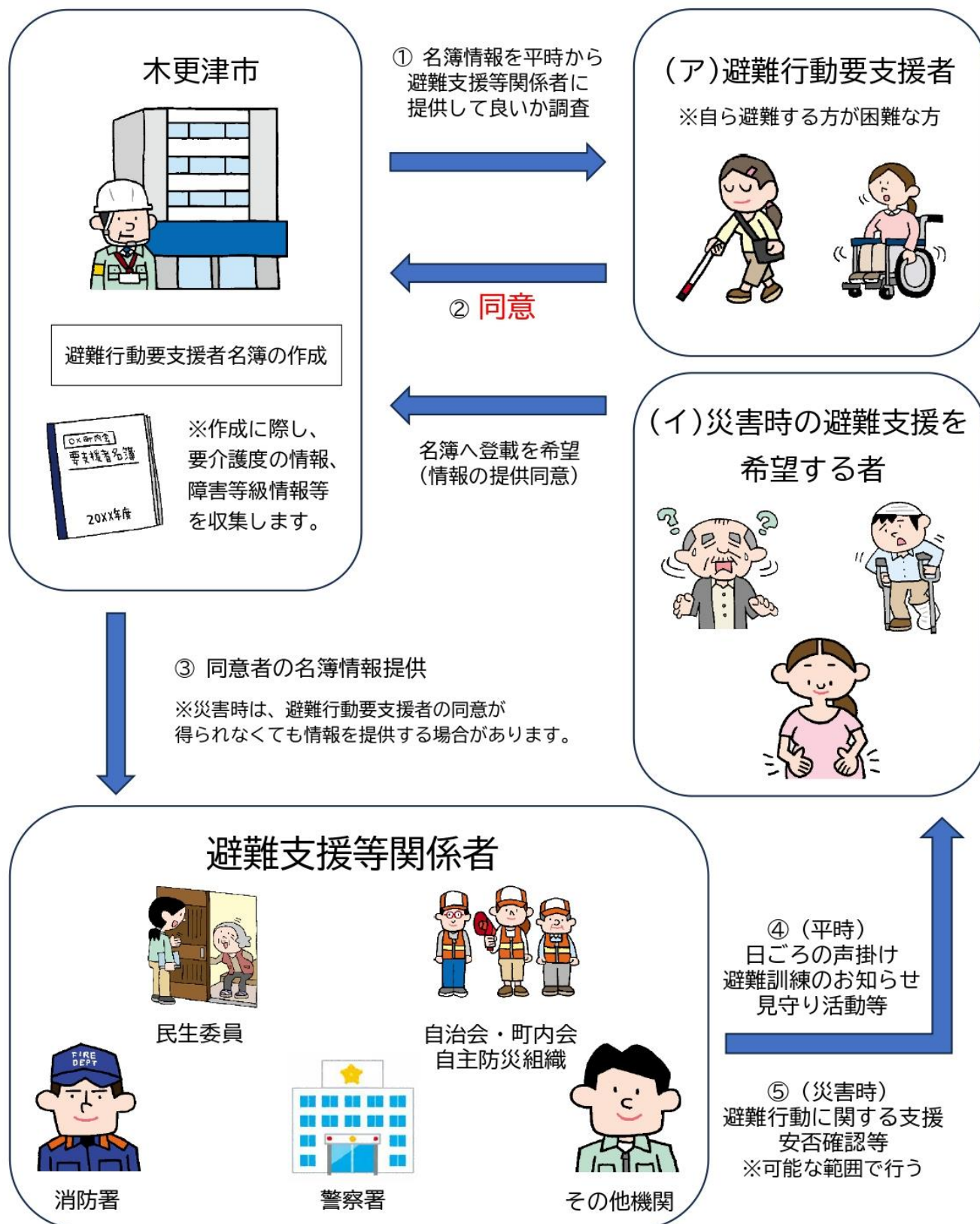
密を漏らさないこと。

ウ 施錠が可能な場所で、保管すること。

エ 名簿情報の複製は必要最小限に留め、複製管理簿の作成等により、名簿の所在を明らかにすること。

オ 使用しなくなった名簿情報は、遅滞なく市に返却すること。

避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への情報共有の流れ



第4章 個別避難計画の策定と提供について

(1) 個別避難計画の策定目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ要支援者一人一人について、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このことから、市は、法（第49条の14第1項）に基づき、災害発生時に要支援者に対する避難支援等を的確に行うため、個別避難計画を策定する。

(2) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、法（第49条の14第3項）に基づき、下記を記載する。

ア 避難行動要支援者名簿に記載する事項

イ 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号等の連絡先

ウ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

エ その他市長が必要と認める事項

(3) 個別避難計画の策定方法

市は、「木更津市避難行動要支援者支援実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、要支援者及び避難支援等関係者と連携しながら、個別避難計画を策定するものとする。

個別避難計画の策定に当たっては、個人情報の提供に同意した要支援者の情報を、避難支援等実施者と共有した上で、これら避難支援等関係者が中心となって、要支援者本人と避難支援等実施者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。

なお、個別避難計画の策定に当たっては、支援すべき要支援者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれなどの地域性、要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度等の状況を総合的に勘案し、優先度が高い者から作成を進める。

また、市の様式によらずとも、地域等において作成した様式（本人の同意のもと、自主防災組織などの団体が複数の要支援者をまとめて避難計画を作成している場合を含む）で、必要な情報が記載されている場合を満たすものについては、個別避難計画として取り扱うものとする。

ただし、地域等において作成した個別避難計画を、市が避難支援等関係者に

提供する場合には、個人情報の提供について、市が要支援者に対し、同意を得るものとする。

(4) 個別避難計画の更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、関係部局からの情報や、避難支援等関係者からの情報をもとに、個別避難計画の更新を定期的に行っていくこととする。

(5) 個別避難計画情報の提供

市は、法（第49条の15第1項）に基づき、関係部局での情報共有に努めるとともに、個人情報の提供に同意を得た場合には、法（第49条の15第2項）に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し個別避難計画情報を提供するものとする。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、法（第49条の15第3項）に基づき、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に対して、個別避難計画情報について、提供を行うものとする。

(6) 個別避難計画情報の管理

市は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理に努めるものとする。

個別避難計画情報の提供を受けた避難支援等関係者は、下記の方法により、適正な管理に努めるものとする。

- ア 提供された個別避難計画情報を、避難支援等関係者以外が閲覧しないようにすること。
- イ 正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る、要支援者等に関して知り得た秘密を漏らさないこと。
- ウ 施錠が可能な場所で、保管すること。
- エ 個別避難計画情報の複製は必要最小限に留め、複製管理簿の作成等により、個別避難計画の所在を明らかにすること。
- オ 使用しなくなった個別避難計画情報は、遅滞なく市に返却すること。

第5章 避難支援体制（市各部局や関係機関の役割分担等）

市は第3章で挙げた避難行動要支援者名簿を活用し、第4章で挙げた個別避難計画の策定推進及び円滑な避難支援を行うため、要綱に基づき、「木更津市避難行動要支援者個別支援班」（以下「支援班」という。）を設ける。

なお、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、避難支援等関係者の意見を求めながら進めるものとし、支援班の位置付け及び業務は以下のとおりとする。

（1）【位置付け】

支援班は、関係各課や社会福祉協議会等で構成する横断的な組織とする。

（2）【業 務】

要支援者情報の共有化、個別避難計画の策定、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施及び広報等。

市は、窓口等に要支援者の取り組みに関するパンフレットの設置や、手帳交付や相談業務等の通常業務において、要支援者の取り組みに関する周知を行う。

なお、避難支援等関係者間での話し合い等で、あらかじめ要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援等関係者自身の不在や被災も考慮し、複数の避難支援等実施者を決めておく。

避難支援等実施者の選定に当たっては、要支援者に対し、要支援者の支援は避難支援等実施者の任意の協力により行われるものであることや、避難支援等実施者の不在や被災等により、要支援者の支援が困難となる場合もあり、要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、要支援者の支援体制を整備するに当たっては、地域において要支援者支援に関する人材を育成し、避難支援等実施者を増やしていくこととする。

併せて、避難支援等関係者と平常時から、要支援者に関する情報を共有し、これらの情報と防災ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

第6章 避難情報等の発令・伝達方法

情報伝達は、下記によって行う。

(1) 情報伝達ルート

避難情報等については、防災行政無線及び広報車や消防車両による広報の他、市から要支援者及び避難支援等関係者等へ発信する。

また、要支援者及び避難支援等関係者が、避難情報等を受信することができるよう、情報の受信手段について、周知に努めるものとする。

この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、要支援者及び避難支援等関係者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

(2) 情報伝達手段

情報の伝達手段は、次の手段についても活用する。

市公式ホームページ、きさらづ安心・安全メール、
緊急速報メール、市公式 LINE、市公式 X、市公式 Facebook、
ケーブルテレビ、コミュニティFM、テレビ放送、ラジオ放送

(3) 情報伝達者の明確化

要支援者に対する情報伝達については、木更津市地域防災計画に基づき、行うものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が要支援者宅を直接訪問して、避難情報等を伝えることも考慮する。

第7章 避難誘導の手段・経路等

(1) 避難誘導の手段・経路等

避難情報等を発令した場合は、市や避難支援等関係者が連携し、事前に整理した優先度を踏まえ、個別避難計画に基づいて避難誘導を行う。

※優先度を判断するための参考ポイントは下表のとおり。

(表)

(イ) 地域におけるハザードの状況
・河 川：浸水想定区域など
・海岸、河川沿い：津波災害特別警戒区域など
・傾 斜 地：土砂災害特別警戒区域など
(ロ) 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
・重度の心身障がいのある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者
(ハ) 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
・避難支援等実施者が側にいない等

そのため、平常時から避難支援等関係者の役割分担を明確にする。

なお、避難経路の選定に当たっては、浸水が予想されるアンダーパス等の危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を選定する等、安全な避難の確保に努めるものとする。

(2) 避難支援等関係者の責任について

避難支援等関係者は、まず、本人又はその家族の身の安全を確保したうえで、可能な範囲で要支援者への支援活動を行う。災害発生時において、要支援者を支援できなかったとしても、法的な責任や義務を負うものではない。

市は、上記の基本を十分に踏まえ、避難支援の実施に関しては、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。

第8章 要支援者避難訓練の実施

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難支援等実施者との信頼関係が不可欠であることから、避難支援等関係者は、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、避難支援等関係者が中心となり、要支援者や避難支援等実施者とともに、要支援者の個別避難計画の円滑な作成や、避難訓練を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要支援者、避難支援等実施者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有するほか、ハザードマップを活用し、避難情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

さらに、避難先への経路を要支援者本人と避難支援等実施者が実地をたどる避難訓練の実施に努めるものとする。

(避難行動要支援者避難支援プラン全体計画修正経緯)

平成22年3月 計画作成
令和 7年5月 計画改定